宮城県蔵王野鳥の森自然観察センターに係る指定管理者の指定について

１　施設概要
施設名　宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター
（蔵王野鳥の森自然観察センター，遊歩道，連絡路，観察舎，あずまや）
所在地　刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原１６２番１，倉石山１３及び倉石岳国有林

２　募集期間
令和３年７月１日から令和３年８月１６日まで

３　応募団体（１団体）
特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

４　審査日程
第一次審査（書類審査）　　令和３年８月３０日
最終審査　　　　　　　　　令和３年１０月１５日

５　審査方法
令和３年１０月１５日に宮城県環境生活部指定管理者選定委員会を開催し，公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条に規定する選定基準により，下記の項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点	配点
①県民の平等な利用が確保されること。 ②利用者の声を把握し，それを反映させる取組が確保されていること。	○施設の利用に当たり，信条，性別，社会的身分，年齢等により，合理的な理由無く利用を制限するような取扱いを排除する計画となっているか。 ○利用者の声や意見が管理運営に反映されるようなシステムが確立されているか。	１０点
③事業計画の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するとともに，効率的な管理ができること。	○県自らが行う管理運営に比べ，一層向上したサービスを利用者が享受することができるような事業計画になっているか。 ○利用者の増加等に向けたサービス向上，広報，ＰＲ等に関する事項が適切に事業計画に反映されているか。	１０点
④事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。 ⑤経費の節減に向けた継続的な取組が確保されていること。	○事業計画どおりに施設管理を行い得る管理運営体制（人数等）となっているか。 ○具体的かつ実現可能な事業計画になっているか。 ○管理運営コストの縮減等に向けた取組が適切に事業計画に反映されているか。 ○施設の管理運営に係る収支計画は適切か。	３０点
⑥情報公開や個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。	○個人情報保護条例や情報公開条例の趣旨等が適切に事業計画に反映されているか。	１０点
⑦法令（条例を含む。）の規定を遵守し，適正な管理ができること。 ⑧障害発生時に迅速かつ的確に対応する体制が確保されていること。	○施設の管理運営に係る関係法令（条例を含む）の趣旨等が適切に事業計画に反映されているか。 ○災害等，緊急時の対応や体制について，適切に事業計画に反映されているか。	１０点
⑨施設の設置目的を踏まえた利用の促進及び自然保護思想の普及を図る自主事業を企画・運営する能力を有すること。	○計画されている自主事業が施設の設置目的を踏まえた利用促進等に資するものとなっているか。	３０点
合　計		１００点

６　選定委員の氏名等

	氏　　名	所属・職
委 員 長	佐々木　均	宮城県環境生活部副部長
副委員長	日向　則子	元宮城県監査委員
委　　員	黒田　敬子	有限会社キャリアコム代表取締役
委　　員	橋本　潤子	橋本潤子公認会計士事務所代表
委　　員	小野寺　瑞穂	宮城県環境生活部副部長（技術担当）

７　採点一覧表

団体名	審査項目	委員Ａ	委員Ｂ	委員Ｃ	委員Ｄ	合計	摘　　要
特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会	①②	８	８	８	８	３２	指定管理者候　補　者
	③	８	１０	８	６	３２	
	④⑤	２８	２６	２２	２０	９６	
	⑥	８	８	６	８	３０	
	⑦⑧	８	８	６	８	３０	
	⑨	３０	３０	２４	２４	１０８	
	合　　計	９０	９０	７４	７４	３２８	

※１　審査項目の番号は，上記５の審査方法の審査項目を表す。
※２　選定委員として５人の方々に就任していただいたが，選定委員会当日に１人が欠席となったため採点者は４人となっている。

８　指定管理者候補者の提案価格（収支計画）５年間合計
収入総額　１３７，２５０，０００円（うち県指定管理料　１２６，５００，０００円）
支出総額　１３７，２５０，０００円

９　指定管理者候補者
団体名　特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会
代表者　会長　髙橋　孝紀
所在地　宮城県宮城郡利府町神谷沢字広畑６番地４０

10　指定期間
令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで（５年間）

11　選定理由
当該団体は，団体会員の保有する各種資格や多様な専門性を活かし，経験豊かなスタッフやボランテイアによる多種多様な事業を展開し，これまでの実績を検証しつつ，更に充実した事業を展開する計画である。自主企画のイベントは具体性に富み，現指定管理者としての経験と実績からも新たなイベントも期待され，また，地元関連施設・観光協会等との連携による新たな展開など様々な取組を図り，また，情報発信にも力を入れてきていることから，指定管理者としてふさわしい団体と評価された。

12　指定管理者候補者の指定の手続
宮城県環境生活部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ，上記９の指定管理者候補者は，令和３年１１月県議会の議決を経た上で，令和３年１２月１５日に指定管理者に指定した。